

総合事業の主なサービスの内容は？

専門的サービスが必要な方は「介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス」を利用し、それ以外の方は「基準緩和・住民主体サービス」を利用するなど、一人ひとりの状態に合わせてメニューを選べるしくみに変わります。

訪問型サービス

サービス種別	介護予防訪問介護相当 (これまでの訪問介護と同様のサービス)	基準緩和 (サービス A)	住民主体 (サービス B)
実施主体	介護サービス事業所	シルバー人材センター	住民組織、ボランティア団体、NPO
利用対象者	要支援者	要支援者・事業対象者（基本チェックリスト該当者） ※サービス A に関して、平成 29 年度は事業対象者に限ります	
利用者負担	これまで同様	1回 200 円	団体が定める額
内容	食事・入浴・排泄などの身体介護や掃除、洗濯、調理などの生活援助 介護等の資格を持つ専門職が対応	掃除、洗濯、調理、買い物などの生活援助 市の定める研修を修了した従事者も対応	ゴミ出しや庭の剪定、電球交換などの簡易な生活援助 住民ボランティア等による支援

通所型サービス

サービス種別	介護予防通所介護相当 (これまでの通所介護と同様のサービス)	基準緩和 (サービス A)	住民主体 (サービス B)
実施主体	介護サービス事業所	在宅介護支援センターを設置する法人	住民組織、ボランティア団体、NPO
事業対象者	要支援者	要支援者・事業対象者（基本チェックリスト該当者）	
利用者負担	これまで同様	1回 250 円 ※食事等希望時は自己負担があります	団体が定める額
内容	機能訓練、介護（入浴等）、交流 看護師、機能訓練指導員等の専門職を配置	介護予防、交流を目的とした通いの場 市の定める研修を修了した従事者を配置	介護予防、住民間の交流、生きがいづくりを目的とした通いの場 住民ボランティア等による支援

※サービス A・B は、まだ設置されていない地区もありますが、今後徐々に整備する予定です。



一般介護予防事業

利用対象者

65歳以上の方

※利用対象者の条件が定められているなど、個別の状況により利用できない場合があります。

サービス内容

「介護予防自主活動グループ」、「ふれあいいきいきサロン」などの住民運営の通いの場で、体操などの介護予防に取り組みます。

市では、こうした住民運営の通いの場を、在宅介護支援センターや地域包括支援センター、介護サービス事業所のリハビリテーション専門職が支援します。

サービス利用の流れ

